「けやき」のご案内

令和６年4月1日　現在

＜「けやき」とは＞

・障がい者の地域生活支援を目的に平成 21 年４月から認可を受けているグループホーム（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの名称は「共同生活援助事業」）です。

・「けやき」という名称は、城南病院（平成 31 年３月より「くまもと南部広域病院」に名称変更）内にあった共同住居「けやき寮」を受け継ぐ形で命名されました。

①「けやき」の運営目的

利用者が、地域において自立した日常生活が過ごせるよう、利用者の身体面および精神面の状況、その置かれている環境に応じ、共同生活の場を提供し、相談対応や日常生活の支援等を適切に行うことを目的としています。

②　利用対象者

・一定程度の自活能力があり、日常生活上、ある程度の支援があれば生活を送れる方（入居後、日常生活において食事や入浴などの介護や支援が必要になった場合、生活支援員等による援助を検討します）

・共同生活を送る上で支障がない方

・利用料金の支払いに加え、日常生活を過ごせる収入がある方

・日中活動の場（デイケア、就労支援事業所など）に参加できる方が利用対象となります。是非、日中活動の参加をお願いします。

③　利用期間

・原則、２年間の利用期間となります（管理者等が検討し認めた場合は利用期間を延長できます）。

・障害福祉サービス認定期間内のサービス提供をいたします（市区町村役場に申請すると障害福祉サービス認定期間の更新が受けられます）。

④　利用申し込み

・入居を希望される場合、かかりつけの病院の主治医にご相談した上で、当事業所のサービス管理責任者等に連絡をお願いいたします。

・利用相談および見学後に入居を希望される場合、関係機関やご家族等と連携を図り、情報収集した上で、けやき運営会議等で入居を検討いたします。

・必要時には障害者福祉サービス利用申請等を支援いたします。

・利用申請前の体験入居も可能です（体験入居料金は下記に記載しております）。

⑤　利用料金

グループホーム「けやき」	１　家賃　１月あたり　２６，０００円 ・平成23年10月1日より非課税世帯の方で市町村から事業所に家賃補助代10,000円が支給された場合、家賃負担額は「16,000円」となります ２　共益費　１月あたり　9.900円 （内訳：水光熱費費　4.800円　日用品代　5.100円） ３　食費　１食あたり　朝：310円　昼食：410円　夕：620円 ４　その他　居室の電気代（20円/1W×1.08）は実費負担 ＊外出支援において該当項目に定めたガソリン代を徴収する事があります

	＊体験入居時の料金･･･１泊２日　１，０００円（2食付き、電気代含む） ＊利用料金の支払いは、月末締めの翌月払いです ＊退去時は通常の使用に伴い生じた物件の損耗を除き、激しい汚染や破損等に関しては改修や清掃による原状回復のため実費を徴収する事があります。

⑥　「けやき」利用時に守っていただきたいこと

１）生活に関して

＊入居者全員が快適な生活を過ごせるために、団体生活のルールを守るようご協力ください。

＊他利用者やご近所へ迷惑行為があった場合、退居していただくことがあります。

＊外泊・外出の際は、担当職員に申し出て記録届を出してください。
門限は午後７時３０分となります。

＊ご家族以外の方の宿泊はご遠慮ください。

＊共同生活のためテレビやラジオ等の利用は、居室から音が漏れない程度の音量かイヤホンやヘッドホンをご利用ください。

＊火災防止のため、指定された場所・時間帯で喫煙をお願いします（居室、ホール内は禁煙です）。
現在、施設敷地内禁煙の方向で検討しています。

＊ホーム内で飲酒はできません。

＊無断で他入居者の居室に立ち入る事は禁止しています。

＊自室の整理整頓を心がけてください。

＊入浴は決められた時間帯に済ませるよう、ご協力をお願いします。

＊ホーム内での金銭や貴重品の管理は、紛失や盗難に遭わないよう、自己責任の上で管理をお願いします（管理に自信がない場合、スタッフにご相談ください）。部屋を出るときは施錠をお願いします。

＊服薬管理：服薬できているのか確認させていただきます。

＊節電へのご協力をお願いします。

２）設備に関すること

＊不注意などで家屋や共用物品を破損された場合は弁償となります。

＊共用で使用する物品等は大切にご利用ください。

＊ホームの固定電話は、夜間 19:00（土日祝日）と 19:30（平日）から翌朝 7:30 までは職員が不在となります。この間のホームの固定電話への電話は、7 コール後施設長の携帯電話へ転送されるシステムになっています。

３）職員について

施設運営を担う「管理者（施設長）」、各入居者のニーズ把握、関係機関とのサービス調整、個別支援計画の作成や評価を行う「サービス管理責任者」、日常生活を支援する「世話人」「生活支援員」「相談員」が配置されています。

４）入居後定期的に個人面談を行い、生活状況の確認や相談ができる時間を設けています。
面談は、施設長や相談員が対応いたします。

世話人の主な業務内容

時間	スケジュール
７：３０～１２：００	・朝食提供の準備　・共有スペースの清掃や環境整備 ・健康状態確認　・日中活動への参加呼びかけ ・服薬確認・与薬 ・病気で休んでいる方の声かけ、買い物などの生活支援
１２：００～１５：００	＊病気で休んでいる方は必要に応じ職員が支援します ＊月２回の買物同行支援時は 13 時 30 分から行います
１５：００～１９：３０	・夕食提供の準備　・環境整備、物品整備、服薬確認、与薬 ・共有スペースの清掃や環境整備 ・日誌等記録物の整理

（その他、業務内容）
・買い物支援：定期的に買い物動向や希望の買い物の依頼を受けて代行します
・入居者ミーティング・健康チェックの実施
・季節に応じた食事会（イベント食）の開催
・会議出席（運営会議、スタッフミーティング、ケースカンファレンス）　等